

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						担当部局名	住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 坂根 工博			
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
5-①	住宅の利活用期間 (①減失住宅の平均築後年数)	約27年	平成20年	約27年	-	-	-	-	B-1	約35年	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(①約40年(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したもの。				
5-②	(②住宅の減失率)	約7.0%	平成15～20年	約7.0%	-	-	-	-	A-1	約6.5%	平成22～27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(②約6%(平成27～32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したもの。				
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%	平成16～20年平均値	3.5%	-	-	-	-	A-1	5.0%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(6%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
7	既存住宅の流通シェア	14%	平成20年	14%	-	-	-	-	B-1	20%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
8-①	マンションの適正な維持管理 (①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	37%	平成20年度	37%	-	-	-	-	A-1	56%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(70%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
8-②	(②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	51%	平成20年度	51%	-	-	-	-	A-1	概ね80%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(概ね100%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24%	平成22年度	19.3%	19.1%	24%	23.5%	22.7%	B-1	37%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2%	平成22年4～12月	-	-	0.2%	-	-	N-2	5.1%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(10%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%	認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月までの値	-	8.8%	12.7%	12.5%	12.0%	B-1	14.4%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(20%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	0003	-	97	94	事業の目的を達成するため、平成25年度は4つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③既存住宅流通市場の活性化に向けた情報提供に関する調査経費 ④既存住宅に係る住宅性能表示制度等の認定・評価に関する調査検討経費	5,6,7,8	-
(2) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	0004	18	30	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望等に即した検討等により、市街地環境の実態を把握し効果的な規制誘導方策のとりまとめを行い、求められる性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制方策や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制の運用方策等のあり方について具体的に検討を進める。	5	-
(3) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	0005	115	112	102	事業の目的を達成するため、平成25年度は7つの調査等を行う。 ①建築基準に関する国際基準整合調査 ②建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討 ③民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ④建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査・検討 ⑤リフォーム相談ガイドライン・専門家育成プログラムの作成経費 ⑥ユネスコ事業拠出金 ⑦建築基準法の性能技術基準整備調査	5	-
(4) 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	0006	905	900	900	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。(補助率:定額補助)	-	調査項目数 各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価したものの平均値
(5) 建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	0008	340	300	300	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、防耐火試験等による性能の確認等	-	防耐火構造等の性能の確認数 耐震性の検証を行った物件数 防耐火関係の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能を有しないことが確認された件数の割合
(6) 住宅市場技術基盤強化推進事業 (平成23年度)	0009	1,473	1,957	1,956	1) 先導的な技術開発等に関する事業 ・工法、要素技術などの開発 ・リフォームなど特殊な条件下の施工技術の開発 ・廃棄物削減に資する施工技術等の開発 ・評価・検査技術の開発 ・建材・資材の流通システムや生産工程の合理化、低コスト化に関する開発 ・住宅の質等に関する新しいニーズに対応した計画技術に関する開発 ・技術開発のロードマップ作成等 2) 技術的基盤の強化等に関する事業 ・情報発信、情報提供のための講習会・シンポジウムの実施等 ・相談体制の整備等	6,7	-
(7) 住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (平成23年度)	0010	299	700	450	○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給を促進する。 ○家賃債務保証業務等の適正化支援 家賃債務保証業務の適正化を図るため、事業者等に対する情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施に係る取組み等を支援する。 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 裁判外紛争処理手続き(ADR)の活用等による電話相談や面接相談体制の整備等を支援する。 ○居住支援協議会活動支援 住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を支援する。 ○改正高齢者住まい法の普及促進事業 サービス付き高齢者住宅について登録制度を設ける改正高齢者住まい法の円滑な施行・運用を図るため、事業者等に対する情報提供、登録情報の分析等、当該制度の周知・普及に係る取組みを支援する。	7	-

(8)	木造住宅施工能力向上・継承事業 (平成24年度)	0011	765 (733)	987 (891)	987 -	木造住宅等の施工能力向上・継承に向けた取組として、①木造住宅の省エネ施工技術に関する講習、②木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習、③木造住宅の構造計画に関する講習、④既存住宅のリフォーム推進に資する診断・修繕計画策定・施工技術等に関する講習、⑤長期優良住宅の施工等に係る大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導、⑥伝統的な技術を活用した木造住宅の施工を担う大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導を実施する事業者について、事業計画の提案を公募し、学識経験者の意見を踏まえて選定された事業に対して補助を行う。(補助率:定額)	5, 6, 11	-
(9)	建築確認手続き円滑化等推進事業 (平成23年度)	0013	396 (325)	200 (158)	150 -	東日本大震災による建築被害を踏まえた制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者側・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成する。(補助率:定額補助)	-	補助金の交付件数 構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均
(10)	木造建築基準の高度化推進事業 (平成23年度)	0014	437 (417)	550 (522)	200 -	木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物の火災時の安全性については、規制の緩和等を行うために必要な既存の技術的知見が存在しない。このため、当該建築物の火災時の避難安全の確保、著しい延焼・危害の防止について、実大火災実験や関連する要素実験(特定の仕様による実験結果が、他の仕様にも適用できるか確認するための部材実験等)、シミュレーション等の調査分析を行う民間事業者等に対して補助を行い、技術基準整備に必要なデータの収集整理を行う。(補助率:定額補助)	-	補助金の交付件数 本事業は、木造建築関連基準等の整備のために必要な知見を3年計画で得ることが目的であるため、単年度ごとに成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない
(11)	既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業 (平成24年度)	0016	-	181 (169)	150 -	消費者が安心して既存住宅の取得やリフォーム工事を進める環境を整備するため、消費者ニーズに対応した保険商品の充実について検査技術の導入・実用化に対する支援を行う。また、住宅事業者が新築住宅を引き渡す場合に、保険又は供託による資力確保を義務付けている「住宅瑕疵担保履行法」に基づく住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準については、保険法人間の基準の整合を図るため国が関与する必要があることから、保険事故の発生状況を踏まえた基準見直しに係る取組に対する支援を行う。	6, 7, 10	-
(12)	既設昇降機安全確保緊急促進事業 (平成24年度)	0017	-	49 (47)	-	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物(病院、学校、分譲マンション等)のうち、三大都市圏等の区域内における耐火建築物等であることその他の要件を満たすものに設けられているエレベーターについて、費用・工期に関して一定以上の水準(1台当たり4,000千円以下、7日間以内)である等モデル性を有した防災対策改修に対して国が直接支援を行う。	-	防災対策改修の実施台数 防災対策改修が実施されている既設エレベーターの割合
(13)	東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連:25-①、②)	167	147,547 (7,320)	22,475 (8,464)	4,363 -	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5, 6	-
(14)	東日本大震災災害復興住宅融資等緊急対策費補助金(東日本大震災関連)(平成23年度)	168	206,700 (206,700)	53,900 (53,900)	-	①災害復興住宅融資の拡充等 東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間0%など)、元金据置期間の延長(最長3年→最長5年)、申込期間の延長(平成27年度末まで)を行う。 また、住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合において復旧資金を貸し付ける災害復興宅地融資を行う。 ②既住貸付者に対する返済方法の変更 東日本大震災により被災した住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の利用者で、一時的に今後の返済が困難となる方に対して、通常の支援措置の拡充(最長5年間の返済猶予、返済猶予期間中の金利引下げ(最大「1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」)、返済期間の最大5年延長)を行う。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5-①	-
(15)	空き家管理等基盤強化推進事業 (平成25年度)	新25-01	-	-	200 -	住宅ストックの適切な維持管理が行われるための環境整備として、空き家等の活用・適正管理・除却について、所有者に対する相談体制の整備や関連するビジネスの育成・普及を支援する。	-	空き家等の適正管理に関する相談窓口を創設した都道府県の割合 実施事業者数
(16)	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	新25-03	-	-	151 -	(1)マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組み等のマンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた次の事業 ①専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業 ②被災時のマンション生活維持のための環境整備に係る事業 ③持続可能社会に対応したマンション再生の促進に係る事業 (2)マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業	8	-
(17)	住宅ストック活用・リフォーム推進事業 (平成25年度)	新25-04	-	-	1,000 -	中古住宅流通市場・リフォーム市場の20兆円までの規模倍増に向けて、消費者に対する相談体制の整備等により市場環境を整備するとともに、市場の活性化に資する民間の取組を支援する。	6, 7, 10	-
(18)	住宅市場安定化体制整備事業 (平成25年度)	新25-05	-	-	1,000 -	一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から行うこととしている住宅取得者等に対する給付措置について、平成26年4月1日より申請受付を開始することができるよう、以下の事業を行う。 ・申請様式、記載要領の作成 ・申請受付・審査・管理システムの構築及び審査マニュアルの作成 ・住宅事業者及び住宅取得予定者等に対する説明会等を通じた周知 ・給付措置に関する問い合わせ対応を行うコールセンターの開設 等	9	-